

平成25年度 定期監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 様

通知年月日 平成26年3月31日

別海町長 水 沼 猛

定期監査実施期間 平成25年11月25日から12月16日
結果報告書提出日 平成26年 1月28日

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】 検討又は改善の内容
(1) 補助金の支出にあたり「会計年度独立の原則」の適用について 補助金交付対象団体の事業の完了後に支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出すべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は、原則当該年度のみである（自治法施行令第143条第1項4号）。しかし、福祉施設等運営補助金の支出にあつては、旧年度（1月から3月）の施設運営に係る補助金と当該年度（4月から12月）の施設運営に係る補助金を合算して当該年度で支出しているのので、「会計独立の原則」の規定に基づいて補助金を支出されたい。	【福祉課】 地域福祉の拠点施設となる共生型小規模福祉施設を運営する法人に対し、施設の運営に要する経費の一部について、運営費補助として補助金を支出しています。補助金の算出は、当該施設は町の高齢者施策を推進するうえで必要な共生室及び、それに係る共有部分があることから、過去の光熱水費の実績を面積按分し補助金額を決定しています。補助金の申請、確定及び支払いに関しましては、当該事業の履行（施設の運営）があった日の属する年度内に完結しています。 なお、本補助金要綱第3条補助金（算出及び補助金の額）の表記が旧年度と当該年度を合算した光熱水費に対する補助と受け取られていることから、今後、算定方法については要綱の改正を検討します。
(2) 指定管理者に対するモニタリングの実施について 指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となります。 そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。 なお、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリングの手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。	【総務・総合政策・財政・福祉・農政・水産みどり・商工観光課】 指定管理者に対するモニタリングについては、適切かつ確実なサービスの提供やサービスの安定的・継続的提供が可能な状況にあるのかなどの監視・評価に必要な制度と考えます。 指定管理者のモニタリングの実施に当たっては、法律、条例、規則、協定等との関係、モニタリングの目的、基本的な考え方等について検証を行うとともに、関係課と協議を進め、本町として、モニタリングを実施することが適当かどうかについて検証を進める必要があります。 また、指定管理者や町がモニタリングのために必要以上に時間やコストをかけることは、指定管理者制度の目的と照らした場合に適当とは考えられない状況も生じます。 以上のことを踏まえ、モニタリングの実施に向けた検証を進めます。

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況 【回答部署名】 検討又は改善の内容
（３）別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例、別海町農業機械の設置及び管理条例の継続性や廃止などの検討について 農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例については、平成１１年１２月に制定し、この事業の展開を図ってきたが、１４年が経過し、情報機器環境が大きく変わり、本条例による事業が機器環境に適合しない状況にあるので、本条例の継続性（必要性）や廃止などを検討されたい。 また、農業機械の設置及び管理条例については、平成１２年１２月に制定し、防衛補助により事業を展開してきたが、この事業も１３年が経過し農業機械の更新時期にあるとともに管理運営を受託している中春別農業協同組合としても、この間において、自身がすでに更新している機械もあることから、この事業を今後も継続する必要があるのか廃止も含め検討されたい。	【農政課】 別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例については、平成２６年第１回定例会に廃止条例案を提出し、可決されました。 また、別海町農業機械の設置及び管理条例の継続性や廃止などの検討についてですが、今後、事業の継続予定はないため、北海道防衛局・ＪＡ中春別と協議して財産処分と条例廃止を検討します。
（４）定員管理計画の策定について 定員（職員）の適正管理は、組織、人員の不必要な膨張を規制し、職務分担の均衡をはかり、少数精鋭に徹した執行体制を確立するうえで欠かせないものである。このため科学的、合理的な定員管理を推進していくうえで、まず、人事長期計画の一環としての定員計画が策定されなければならない。現状においての定員計画は、平成２３年度をもって終了しているところから人事管理の長期的な視野にたち定員管理計画を早急に策定し、行政の効率的運営を進められたい。	【総務課】 職員の定数管理計画については、「第２次行財政改革推進計画（平成１７年度から平成２１年度まで）」を進め、職員数の削減の結果、計画職員総数（平成２２年度当初）４５１人に対し、実績職員総数（平成１６年度５０５人）は４３０人となりました。 この間、団塊世代の大量退職がありましたが、退職数の同数補充はせず、より少ない新規採用数の中、組織機構や業務の見直しを行いながら、臨時職員の採用などで対応し業務を進めてきました。 その後、平成２３年度からは職員総数を４３０人程度とし、退職者数と同数の新規採用数としてきましたが、多数の自己都合退職者も重なり、平成２５年度当初では４２５人となっています。 来年度は、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化に伴う介護職員の一般事務職への配置換えも終了することから、年金支給開始年齢の引き上げに伴う再任用職員数の増加等を考慮に入れた定員管理計画の策定を進めます。

監査の結果（指摘事項等）	措置等の状況
	【回答部署名】 検討又は改善の内容
（５）町公園遊具の日常安全点検記録簿及び点検基準の作成について 遊具の危険個所の早期発見及び早期対処に努めるためには、遊具の安全点検が必要となる。その安全点検には、定期点検、特別点検及び日常点検とがある。定期点検は、主に専門技術者が定期的に行うものであり、これについては、すでに実施されている。日常点検は、日常点検表に基づき目視、触診等の方法で、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、その状況に応じた総合的な判断を行い、適切な維持管理を行うものである。日常点検については、点検票や点検基準に基づいた点検がなされておらず、また、記録もされていない。この点検票や点検基準を作成し、これを基に点検、記録することで遊具の点検業務の効率性と安全性の確保に努められたい。	【福祉・水産みどり・学務課】 遊具の日常点検につきましては、現在点検表や点検基準等を定めておらず記録しておりませんが、今後、管理人不在の児童遊園地等を考慮し点検表や点検基準を作成するために資料を収集し、３課合同の安全認識を基に、その確保に向けた内容の検討を計ります。
（６）中小企業経営安定資金利子補給に係る貸付利率の低減について 本制度は、町内で事業を営む別海町商工会会員の中小企業が町の指定する金融機関から融資を受け、その融資に係る金利の一部を当該中小企業に対し町が補助するものである。 現在は、全国的に銀行の貸出金利低下が進んでいる環境にある。町は、この中小企業経営安定資金利子について、貸付金利の低減を要請し、町財政の軽減及び中小企業の振興に努められたい。	【商工観光課】 この制度の融資利率については、融資取扱金融機関、商工会及び町で構成する別海町中小企業融資協議会において、毎年協議しています。 平成２４年度開催の協議会においては、利率の引き下げについて継続協議となりましたが、平成２５年度開催の協議会（平成２６年２月２４日開催）で引き下げの協議が整い、平成２６年度より実施することとなりました。